

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 いじめ対策事業の予備費対応について再び問う

質問要旨

いじめ重大事態調査報告書の作成を第三者が行うよう求めた市議会の請願を受け、市教育委員会は約 40 万円の委員報酬を求めて予算要望をしてきた。それに対して、今年度当初予算に際して市長は予備費で措置するよう指示していた。ほぼ実施が確定している事業を予算化せず、また予備費で対応するよう指示したことはいずれも法に触れるのではないかと本年 6 月定例会で一般質問した。それに対して次の市長答弁がなされた。

「教育委員会から中期実行プランの提案事業調書の提出があり、その後、企画政策部によるヒアリングを通して教育委員会と調整を行いました。教育委員会と調整を行う中で、既に調査報告書の作成が進行している案件を除き、新たないじめ重大事態の報告があり、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会が調査及び報告を行う案件から対応することといたしました。本年度当初予算編成の時点においては、新たに小平市教育委員会いじめ問題対策委員会が調査及び報告を行う案件がなく、当初予算での措置を行わなかったものであり、地方自治法第 210 条に違反するものではないと認識しております。」

意味が分からないため、より具体的な説明を求めたく、以下質問する。

1. 新たないじめ重大事態の報告があったのは企画政策部とのヒアリング期間だったのか。またその時点で調査報告書の作成に至っていないいじめ重大事態の事案は1件もなかったということか。
2. 「本年度当初予算編成の時点においては、新たに小平市教育委員会いじめ問題対策委員会が調査及び報告を行う案件がなく」とはどういうことか。1 で示した新たないじめ重大事態はどうなっていたのか。
3. 予算要望に対して予備費で対応するよう指示することは、よくあることなのか。
4. 実施しない可能性があっても予算計上するものと計上しないものの違いは何か。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 7 年 8 月 29 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 】

26	25	24	23